令和６年能登半島地震に係る富山県災害廃棄物処理実行計画の概要

１　計画の基本的事項

（１）目的

県内で発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理すること

（２）位置付け

①　「富山県災害廃棄物処理計画」（根拠法令：廃棄物処理法）に基づき、災害発生後に災害廃棄物の発生量、処理方法、処理スケジュール等の具体的な内容を定めるもの

②　「令和６年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ（中間とりまとめ）」の災害廃棄物処理に関するアクションプラン

（３）期間

令和７年度末まで（災害廃棄物の処理完了の目標）

※　今後、被災市町村において災害廃棄物の発生量の精査や処理方法の確定が行われるなど、状況の変化に合わせて適宜計画を見直す。

２　災害廃棄物の発生状況

- 県全体で『9.0万トン』の災害廃棄物が発生すると推計
- 本県の年間の一般廃棄物排出量（令和４年度：40.3万トン）の約２割に相当

市町村	解体家屋等の推計棟数		災害廃棄物の発生推計量※1（ｔ）		
	全壊棟数	半壊棟数	解体ごみ	片付けごみ	全体
富山市	2	30	1,628	1,104	2,732
高岡市		210	15,200	2,537	17,737
氷見市	401	454	52,447	3,612	56,059
砺波市				5.3	5.3
小矢部市	27	40	3,620	529	4,149
南砺市				41	41
射水市	25	81	5,292	4,180	9,472
上市町				5.2	5.2
合計	455	815	78,187	12,014	90,200

※１　令和６年５月現在の推計　　※２　四捨五入により、合計は一致しない場合がある。

３　市町村による災害廃棄物の処理

（１）災害廃棄物の発生から処理までの流れ：

- 可能な限り分別・選別・再資源化、焼却処理での熱回収により埋立処分量を低減
- 民間事業者団体の協力を得て、民間事業者を活用した再資源化・適正処理体制を構築

（２）災害廃棄物の処理フロー：

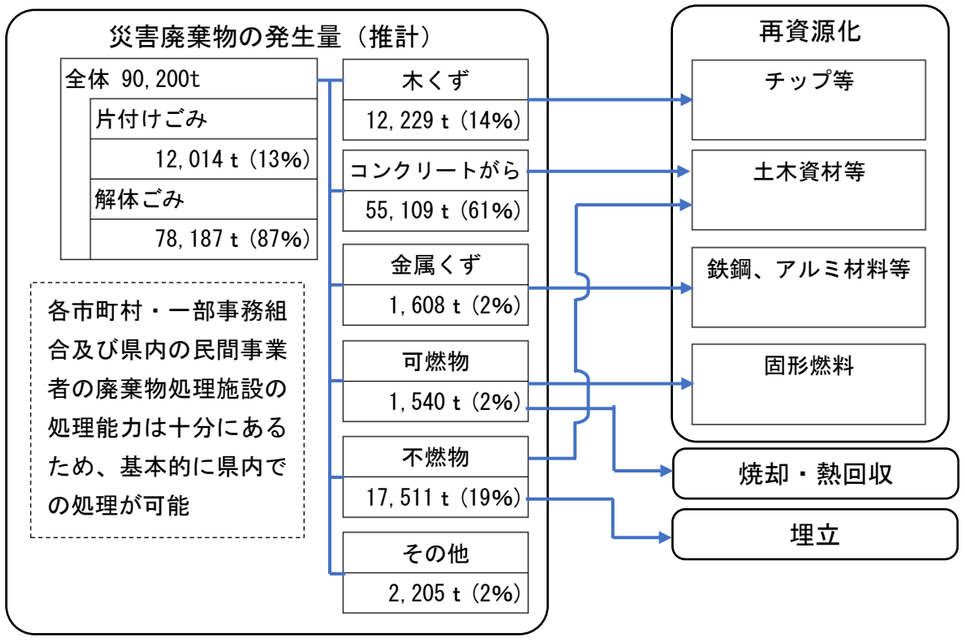

※　今後、具体的な処理方法が決まった段階で再生資源化等の量を推計

４　県による市町村支援

①　公費解体、災害廃棄物処理、補助金事務、必要な人材確保等に関し、国と連携しながら技術的な支援や助言を実施

②　県内市町村、国及び民間事業者団体との連絡調整を実施

特に公費解体については、災害時応援協定を締結している民間事業者団体と調整を図り、民間事業者と連携した解体・再資源化・適正処理体制の構築を推進

５　処理のスケジュール

①解体工事

令和７年12月まで

②廃棄物処理

令和８年１月まで

③事務完了

令和８年３月まで（最終目標）

（できる限りの早期の処理完了を目指す。）